

第七十二回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第十七号

昭和四十九年三月二十七日(水曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 稲葉 修君

理事 坂田 道太君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 小林 信一君

理事 有田 喜一君

久野 忠治君

床次 徳二君

深谷 隆司君

山崎 拓君

嶋崎 譲君

栗田 翠君

高橋 繁君

出席政府委員

内閣法制局第二

部長 味村 治君

文部政務次官 藤波 孝生君

文部大臣官房長 井内慶次郎君

文部省大学学術

局長 木田 宏君

文部省管理局長 安嶋 彌君

委員外の出席者

会計検査院事務

総局第二局長 柴崎 敏郎君

文教委員会調査

室長 石田 幸男君

委員の異動

三月二十六日

辞任

深谷 隆司君

補欠選任

島村 一郎君

辞任

島村 一郎君

補欠選任

深谷 隆司君

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三号)

○稲葉委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○有島委員 前回に引き続いて国立学校設置法の一部改正案についての審査を続けさせていただき

ます。

きょうは文部大臣お見えにならなくてたいへん残念でございますけれども、前回は大田とお話

し合った趣旨は、国立の学校を設置していくとい

うことはたいへんけっこうなことである、私は大筋はそう考えるものでございますけれども、そ

れがあまりにも不用意に水増しのつくられてい

くことは、これは問題ではないかという趣旨でござ

的に賛成したわけでありまして、これはもうすでに

昭和四十五年の五月に学園都市構想ということに

ついて私たちが賛同してきたわけでありまして、こ

ろが、この前のあの国立学校設置法の中に見られ

る、いままでの大学の学部の解体とか、あるいは

筑波大学の管理運営の方式、こうしたものにたい

へんな疑問を持って論争があったわけでありま

す。こうしたことについては今後も見守ってい

なければならぬと私も思っているわけござ

います。

話がやや技術的になるのですが、筑波大

学はこの春にも開校するということになってお

る。それで、その工事は一体どうなっているのか。

教育内容、運営方式ということからちょっと次

が違いますが、その工事は一体どうな

っているのか。そういった点について少しここで

問題にしてまいりたいと思うのです。

それで、政務次官に最初に確かめておきませ

れども、国立学校の建設工事の契約につきま

して、これは会計法の第二十九条に基づいて行な

○有島委員 鉄筋の工事につきまして、鋼材の仕

様が定められております。特に一番使われており

ます丸棒というのがありますが、その丸棒の仕様

書はどういうふうになっているか。

○安嶋政府委員 工事の契約でございますが、た

だいま御指摘がございましたように、建築の仕様

書がその重要な部分をなすわけでございしますが、

仕様書には二つございまして、一つは文部省所管

工事の建築工事の共通仕様書というものと、そ

れから特記仕様書というものがあつたわけでござ

いまして、この二つに従いまして工事が進められて

おるわけでございまして。

それからなお、使用する鋼材の規格でございま

すが、JISを使う場合もございしますが、JIS

以外の規格によりましてJISに相当する品質、

強度等が保証されるものについては、それ以外の

ものを使用しても差しつかえない、こういうこと

になっております。

○有島委員 やや話が専門的になりますけれども

も、建築工事共通仕様書、これはいただきました

○有島委員

筑波大学の場合にもこれはこのと

おりのものが使われておりますね。仕様書にも一般

的なものが使われておりますね。

○安嶋政府委員 プラスマイナス〇・四の幅が許

容されておることでございます。

○有島委員

筑波大学の場合にもこれはこのと

おりのものが使われておりますね。仕様書にも一般

的なものが使われておりますね。

○安嶋政府委員

プラスマイナス〇・四の幅が許

容されておることでございます。

○有島委員

筑波大学の場合にもこれはこのと

おりのものが使われておりますね。仕様書にも一般

的なものが使われておりますね。

○安嶋政府委員

プラスマイナス〇・四の幅が許

容されておることでございます。

仕様書とそれから特記仕様書というのがあると言われました。筑波大学の特記仕様書、そこにあります。筑波大学においても九ミリ丸棒ならばその許容量はプラスマイナス〇・四以下である、あまり細いものや、あまり規格はずれのものは許容できない、そういうことになっております。

そこで、この品質管理の専門家に聞きますと、この許容量を越えた失格のものが材料の三%もあればこれは問題だ、そういうことを言われております。筑波大学にはその許容量をこえた失格品と

いうのは使われておりません。

○安嶋政府委員 だいま申し上げましたように、JIS規格に相当するかしないかという専門的な判断が必要なのでございますが、これにつきましては、そうした鉄筋の強度等を判定する機関がございまして、そこに判定を依頼いたしております。判定の結果は、いずれも正常というところでございまして、試験片六十七本のうち一件だけ九ミリ棒につきまして、〇・四ミリの許容を越えて〇・六ミリというものが一本あったという報告を受けております。ただ、これは、この試験機関における検査項目自体ではございせんけれども、はかりましたところ、そうしたものが六十七試験片のうち一本あったという報告がござい

したので、直ちに現場におきまして、そうした径不足のものがどうか検査をいたしましたけれども、現場ではそれ以外にそうしたものは見つからなかったという報告を受けております。さらに、その後あらためて試験機関に検査を依頼いたしましたけれども、その試験の結果ではそうしたものは出ていない、そういう報告を受けております。

○有島委員 政務次官、そういった報告でござい

ますけれども、この前の病院のときも、文部当局で集めていらした報告と現実とがやや違っておる。それで、大臣ないしは政務次官はやはり官僚ではなく政治家として、その現状をほんとうに知っていただきたい、そういった趣旨でもってこ

の前のいたしましたけれども、実は私のところこの丸棒を届け出てくれている人がいるのです。お目にかけますね。これはある県会議員さんです。その県会議員さんは、かつて県会で、公共事業でもってやはり不良鋼材が使われておるといふことを問題にいたしまして、それが朝、毎、読三大紙に報道されたわけですね。それでその議員さんのところに荷物が届いて、投書がそういうところに来たというのです。これは筑波大学の現場からのものであるというわけなのです。その県会議員さんは前にそういったことをやりましたし、お仕事上も鉄屋さんなんかも前に経験したことがありなもので、一見してこれは不良品だということはおわかったけれども、これが筑波のものであるかどうかというのを確かめたいというふうなことで、そうしたら、いまの安嶋さんのお話とはだいぶ違っていて、まずそこらじゅうに不良品があった、そのきれ端もたくさんある。そして、いま組み上がってどんどんコンクリートを詰めておるその中に不良品がたくさんあったということでもって、私のもとにこれを届けてこられたわけなんです。

私はしろとよくわかりませんので、これについて試験をしていただきました。これは財団法人建材試験センター理事長笹森賢、こうなっております。ここに九つその試験片がございまして、九ミリ棒と申しますから、プラスマイナス・コンマ四ということになります、八・六というものが限度のわけなんです。第一号試験片は八・二です。その次が八・六、ナンバー三が八・六、四番が八・六、ここまで許容限度一ばい一ばいというところですね。それから五番が八・九、これはいいのしょう。それから六番が八・四、七番が八・三、八番が八・六、これもぎりぎり、それから九が八・五、これは財団法人の建材試験センターでございまして、これをちょっとと安嶋さん見て

ください。

しかも政務次官、この八・六というのは平均径

でございまして、聞きますと、こういうことになっ

ていらしいのです。JIS規格の丸棒というもの、これは品質やそれからそういった怪なんかはすべてまずまずりつばなものなんです。

ところが、政務次官、これをちょっとと見てくだ

さい。

鉄屋さんは、新日鉄や神戸製鋼なんという大きな鉄屋さんもあるけれども、そこでは大きい鉄板なんかをつくるわけですね。丸棒のようなものは、くず鉄を買ってきて、すぐに町の工場でもできる。ですから、一つの仕事の分野調整をいたしまして、JIS規格とその他のびつたりではないにしても、なるべくそういったものを使つてあげようという配慮は、これは文部省にあつても当然だと思

うのです。ところが、これは半徑でもってコンマ四の差である。その中身はほとんど一ミリ径が違ふということになります。そこで目方の上からはかりますと、同じ長さでも目方は九分の八になるわけかと思うと、そうじゃなくて、八の自乗とそれから九の自乗でもって、ほとんど八割方目方が減るわけですよ。そうしますと、そこでもって鉄屋さんのほうはもうける。建築のほうは、まずまずしろとが見てはだれもわからないけれども、いざというときにはこれは危険校舎である、欠陥校舎になりかねない、そういうことがあるわけですね。ここでもって九本のうち四本までがと

いてございまして、検査はさせたいけれども、故意に

とでございまして、サンプルを持っていて、見

て、従来のその辺も十分気をつけるように進めて

いたしまして、何らかの措置を講ずるようにな

したい、このように考えておるわけでございます。

○有島委員 会計検査院、この事実をどのように

判断いたしますか。

○築波政府委員 筑波大学の施設につきましては、いろいろ従来からも御理解と御心配をいた

しております、ありがとうございます。

いま先生から御指摘をちょうだいいたしましたし、初耳のことでございますので、ほんとうに驚いておるわけでございます。昨年あたりから、いろいろ建築資材の高騰などが原因で、建築業界の工事についていろいろなことがあるやにも聞いて

おりますけれども、文部省も、先ほど来先生の御指摘によつてそのとおりでございますとお答えをいたしましたように、契約に基づいて厳格に仕事を進めることにいたしております、管理局中心に十分その体制を整えておるわけでございます。

故意にそんなことをいたしておりますのか、あるいはあやまって、ちょうどそういう材料が整わなくてそんなことになっておりますのか、さらによく調査をいたしまして、もし故意にそのようなこととがあるとしたらすれば、まことに遺憾なこと

でございますので、厳重に善処するようにいたしたい、このように考えておるわけでございますが、どんな建物が不良でもいいとかなんとかいうわけではありせんけれども、特に今回の筑波研究学園都市は、いろいろな意味で研究と学園の中心センターとして浮かび上がつていこうとしておるわけでございます、そういった意味でも、つくります施設につきましてもさらに最善の配慮を行なつて、日本の研究学園の中心に持つていく、こ

ういうことにしなければいかぬとよく戒め合つて、従来もその辺も十分気をつけるように進めてきておるわけでございます、さらによく調査をいたしまして、何らかの措置を講ずるようにな

すためには、管理の面におきましても、あるいはそういういった教育や研究の組織をフル回転をさせるための学内の組織にいたしましても、いろいろな多様な制度、組織が考えられていかなければならないのではあるまいか、こんなふうに考えておるわけでございます。したがって、これから単に参与会というようなことにこだわらず、いろいろな仕組みがいろいろな大学で生まれてくるということがむしろ望ましく、このように考えておるわけでございます。必ずしもそれぞれの大学に参与会というものを画一的に設けていかなければならぬ、こんなふうには考えていないわけであります。参与として御意見を承わっていくという一応考え方もあるわけですし、さらに今後大学の運営については、いろいろな仕組みを新しく大学人自身もお考えもいただき、文部省もよく研究をし、各方面の御意向も十分聞きながら、いろいろな制度をつくり上げていく、こういうふうにご考えておりますので、多様的に考えておるのだということでお受け取りをいただきたい、こんなふうに考え

るわけでございます。

○有島委員 政務次官、そういう論議はこの前の国会でもってさんざんやったのですよ。いまおっしゃったような御意見は、皆さん方がそのようにおっしゃるのはいずれも十分知っておる。しかし、そうでない意見もたくさん出たのだ。そのことは全然無視して、一方的にその御意見だけを押しつけられるのかどうか、それが一つです。あのとき採決してしまつたのだからそれでまかり通る、そういう姿勢でもって、ことばはいいだけども、いままでの委員会の論議なんていうものは全く無視して、それだけを押し詰めていこうという、そういう姿勢、それはいまのお答えの中にあふれておる。それが一つ問題です。

もう一つ私が聞いているのは、拙速主義みたいなもので、この法案のつくり方、法案の扱い方の中にも、そうした参加会という重大な問題についての配慮というものが欠落しておるのではないか。あるいは故意に欠落させたのではないか。そういう点について、いまこの問題を少し詰めて考えていきたいと思うのですけれども、同僚の嶋崎委員がこれに関連して御用意がおりになりましたので、委員長、ここでもって嶋崎委員にかわらしていただいて、また残余のことをあと続けさせていただきます。お願いいたします。

○稲葉委員長 関連質疑の申し出がありますので、これを許します。嶋崎議員。

○嶋崎委員 この間は国立学校設置法の問題点みたいなものを出して、総論的なことになりました。詰めて議論をする時間の余裕がございまして、そこで、きょうは三つの医科大学に設置される参加の問題に関連して、法律と省令の関係等々の法律論を少し詰めて議論をさせていただきますか、と思います。

最初にお聞きしますけれども、三つの医科大学に設置する参加というものの制度的理念は何ですか。

○木田政府委員 大学の運営に關しまして、広く学外関係者の意見に耳を傾ける、こういう趣旨か

ら考えておるものでございます。

○嶋崎委員 この間共産党の山原さんの質問で私たちの手元に届きました「国立医科大学の参加の設置にかかると国立学校設置法施行規則の一部改正草案」で「第〇〇条 〇〇医科大学に、大学の運営に關し学外の有識者の意見を求めるため、参加若干人を置く」というわけで、いま局長のおっしゃいましたように、かつて筑波大学で議論をいたしましたように、いままでの日本の大学は、文部省のほうの考え方ではいよいよ閉鎖的な傾向というものを抱えていた。ところが、今日、大学というものを運営していくにあたって、国民の世論というものは町の有識者の意見、外からの意見を聞くという、開かれた大学へという方向に、大学の理念といひますか、法の体系の中における考え方を少し転換していく必要があるというところから、学外の意見を聞くという意味で参加会というものを筑波大学の場合に限って法律で制度化したわけですね。その点はそうですね。

○木田政府委員 筑波大学創設に際しまして、その実質的な推進母体でござりました東京教育大学の筑波大学の構想の中で、参加会というものを非常に重視して取り上げた。そしてそれが筑波大学の他の学群、学系の制度とともに、関係者が新たに設ける参加会、評議会、人事委員会等を筑波大学の特色ある管理体制として考えた、そういうことから、その筑波大学の性格を御審議いただき、また、その筑波大学の組織として、評議会、参加会、人事委員会等をまとめて御審議をいただいた次第でございます。

○嶋崎委員 ですから、ここでも一つ確認しておけることは、筑波大学においては参加会ですね。今度の三つの医科大学においては、学外の有識者の意見を聞くための参加ですね。これは開かれた大学という理念に基づいて制度化する、そういう前提に立っているということとをまず確認させていただきます。次の第二の質問に入ります。

○木田政府委員 国立大学に置かれる職の任命権

者は文部大臣でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、文部省が辞令を出すわけですね、発令をするわけですね。大学でできた学長の申し出に基づいて文部大臣が任命するといふ、いままでの手続と同じなわけですね。

○木田政府委員 非常勤の職でございますし、教官の職というわけではございませんから、教育公務員特例法の規定が働くとは考えておりません。しかし、いま御指摘のように、大学に置かれる職でございますから、大学関係者からの意見によって文部大臣が発令するという手続にならうかと考えます。

○嶋崎委員 そうしますと公務員ですね。

○木田政府委員 非常勤の国家公務員の職でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、国民の税金でわずかであつても払う職ですね。

○木田政府委員 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 だとしますと、そこでお聞きします。参加会というものは、大学の管理機関ですか。

○木田政府委員 必ずしもそのように管理機関として考える必要はなからうかと考えます。

○嶋崎委員 管理機関でないとする何ですか。

○木田政府委員 大学に置かれる必要な職、このように御理解を賜わりたいと思います。

○嶋崎委員 そうしますと、大学の管理機関でなく、単なる大学の職なんですね。その委任規定は国立学校設置法の何条ですか。

○木田政府委員 国立学校設置法の第十條と考えております。

○嶋崎委員 この間筑波大学の私の質問に対して、局長はこう答えております。大学の評議会という問題をめぐって、大学の組織運営に關する規定は十三條の委任規定によると言っていますが、いまの答弁違いますね。

○木田政府委員 国立学校設置法に、先ほど申し上げました十條と十三條と両方の規定がございまして、十條には「各国立学校に置かれる職の種類は、文部省令で定める。」と書いてございまして、

十三條には「この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。」と書いてございまして、考え方によりましては、この十條のほかに十三條の関係も起こり得るかと思つておりますが、参加という職を先ほど御指摘がございました文部省令の案という形で御提示を申し上げておりますのは、十條に基づきます必要な職、こういうことで御提示申し上げておる次第でございます。

○嶋崎委員 ではお聞きしますが、教育公務員特例法でいつている管理機関、そして読みかえ規定がございまして、管理機関というのはいくつか。○木田政府委員 大学の運営の中枢に携わる機関という一般的な気持ちは入つておるかと、思いますが、教育公務員特例法で申します大学管理機関と申しておりますのは、読みかえ規定によつて御理解願えますように、事柄によりまして学長であり、評議会であり、教授会である、こういうことでございまして。

○嶋崎委員 私の聞いているのは、大学における管理機関の意味ですよ。具体的には教授会でしょう、評議会でしょう、協議会もでしょう。その管理機関という言葉の中身はどういうことですか。

○木田政府委員 大学の管理運営に關する重要な職責を持つておる機関、このように理解をいたします。

○嶋崎委員 重要な職責を持つた機関というのは、大学の管理意思決定に参加する機関だということだと思ひます。つまり、人事の問題であれ、財政の問題であれ、そういう問題について大学でどのように管理的な意思をきめていくかということに参加する機関ではございせんか、管理機関という意味は。

○木田政府委員 いまの御意見のように考えても大差がなからうかと思ひますが……。

○嶋崎委員 そうしますと、今度の省令でいつている試案によりまして、「〇〇医科大学に、大学の運営に關し学外の有識者の意見を求めるため、参

与若干人を置く。」ですね。この場合の大学の運営という意味と、大学の管理機関における管理運営という意味とは同じなんでしょうか、違うのですか。

○木田政府委員 広がりとしては似たようなものではないかと思うと考えております。

○嶋崎委員 もし似たようなものであるとすると、大学の管理運営という問題に関連して、大学には管理機関というものを設けておるわけですね、法律には、参与はその管理機関ではないのですね、いままでの説明でいくと、管理機関ではないとおっしゃったですね。

○木田政府委員 教育公務員特例法でいってあります管理機関ではないと考えております。

○嶋崎委員 では、一般的な意味における大学の管理運営の管理機関というように、管理機関の意味を広げましょう。これは大学自治を前提にしていることはちやうどいうするまでもありません。

大学自治を前提にした管理運営という意味の管理機関は、大学の運営に関する重要な事項を審議する。内容的には大体意味は同じでしょうとおっしゃったから、私流に規定すれば、大学のいわば管理意思を決定する際に参与する機関ですね、それが管理機関だということに私は厳密にしておいたほうがいいと思います。たとえば評議会で何をきめていいですか、教授会で何をきめていいですか。具体的な内容は全部大学の管理運営に関する意思を総体的に決定するための機関です。ですから、そういう意味で管理運営というものは、大学の重要な機関で、一つの管理意思を決定する機関というふうに言っておきましょう。参与というのは、ここでは「大学の運営に關し学外の有識者の意見を求める」ですね。そうしますと、管理運営に關連する管理機関。これが管理機関でないというのには、どういう理屈に基づくのですか、また法的根拠は……。

○木田政府委員 行政組織に設けられますいろいろな職、あるいは機関をどのような表現で学問的に分類するかというところは、いろいろなお考えがあるかと思いますが。文部省にもいろいろな審議

会あるいはその他の調査会等が置かれております。私も、文部省に置かれております審議会が、いま御指摘のような意味で文部省の管理機関だということには、言葉の実態からして必ずしも即さないというふうに思いますが、しかし学問上の見地から、それらも文部省の行政意思に何らかの参与をしておるから管理機関だ、こういう御意見ならば、それは文部省に置かれます行政組織全体が行政組織の組織である、行政運営の組織である、こういう言い方もできようかと思ひます。しかし、現在、いま御指摘がありましたように、教育公務員特例法に置かれる大学管理機関、それを具体的に学長、評議会、教授会というふうな規定にございませう。そのような意味における管理機関でないというふうにはお答えをさせていたいただいた次第でございませう。

○嶋崎委員 そうしますと、管理機関でないというのと、一般の組織の中の一つの職なんですね。そうすると非常勤の職員とか事務職員とか、そういう一連の職と同じ内容のものというふうな規定されているのですか。

○木田政府委員 そのように考えております。文部省の例で申しますならば、文部省に置かれております審議会あるいは必要の調査会等、いろいろな程度の濃淡がございませう。文部省も意見を聞くためにいろいろなふうなことをいたしますが、大学自体がその大学の運営についていろいろなくふうがあつてよからう、こういう意味で考えておるものでございませう。

○嶋崎委員 文部省設置法で、中央教育審議会というのには法律で定めておられます。大学の重要な将来の計画やそういうものについては、中教審はちゃんと法律で定めておられます。この場合の参与というものは、大学の管理機関でもなければ、非常勤職員や学内講師や、そういうものと同じ職というふうな十条の委任規定を適用して規定しておいて、中身は何ですか。「大学の運営に關し学外の有識者の意見を求める」ですよ。非常勤職員や、それからまた大学内部の、たとえば非常勤講師と

か、そういうのは、大学の管理運営的なものには、職員の仕事としてはありますよ。しかし大学の運営といわれる大学の外の有識者の意見を聞いて、大学のあり方というふうなものについての参考意見を聞くという重要な機能を果たすものには、単なる十条の委任規定に基づくような職というふうな規定でなく、むしろ十三条にありませんか。十三条の委任規定に基づいて大学の組織の運営に關する細目の委任規定というふうな理解するほうが法律的にはいいのじゃないですか。十条は無理じゃありませんか。

○木田政府委員 今度考えております参与も、一つのポジションであることは間違いないと考へます。ですから、その意味で、非常勤の職でありまして、十条の規定による一つの職というふうな考へることは当然であるものと思つております。またその職がどのような組織運営ということになるか、その面では置かれた職の運営につきまして、あるいはそのあり方について、大学の中でそれぞれ定めていくというものが十三条の規定だと思ひます。十三条の規定は、学内でいろいろな委員会がつくられる、教育その他の職員をもつていろいろな運営上の組織も構想されるであらう、その動かし方の取り進め方は、十三条で大学あるいは文部省令の定めるところによつてきめる、こういうふうになつておるわけでございますから、その意味では十条の設置規定、それから十三条の關係規定というものが両方に関連しておる、こう御理解願ふと思ひます。

○嶋崎委員 それは一応いいでしょう。十条では職を省令に委任したのです。だからその職の中には参与が入るでしょう、一般的なポジションという意味では、ところが、その職が大学における管理運営といわれるような問題に關係を持つてくれば、当然十三条の委任規定と關係を持つてくると、そう理解していいと思ひます。

そこで聞きます。十三条を開いて下さい。国立学校設置法の十三条。十三条のこの法の趣旨をどう理解しますか。この法律又は他の法律に別段の

定めのあるものを除くほか、「この前段と、「国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。」というしますと、まず結論から聞きますが、参与は細目ですね。

○木田政府委員 そのように考へます。

○嶋崎委員 大学の運営に關して学外の有識者の意見を聞くポジションが、この省令でいっている細目ですか。いま十三条でいっているこの細目というのは、たとえばこの法律の場合ならば国立学校設置法ですね。他の法律というのは、教育公務員特例法や学校教育法です。そういう法律で定めのあるもの、たとえば教授会とか大学管理機関とか、国立学校設置法でいうならば、どこに何々の大学を置く、どういう学部だという名称、そういう名称があつて、どういう学部だといふものにも関連して、その組織、運営の細目について、省令できめると書いてあるのです。この中には教育立法における法律主義という思想が入つておるんですよ。細目というのは、たとえばどこに何学部があるとしたときに、その学部の中にどういふ講座があるとか、今度は学部長と学生部長との關係はどうあるべきかと、そういう組織の細目をきめていくのが十三条の委任規定ですよ。そうしてその細目、講座の中身を省令できめるような細目と、それから大学の中にあるいろいろな組織の相互關係をきめる細目、それと同じように、今度三つの医科大学に置く参与というのは同じ細目だなんという解釈は、それは明らかに文部省のいまの局長の解釈は、十三条のほうの考へ方とは違つた解釈になると思ひます。どうですか。

○木田政府委員 大学の中にいろいろな運営のための組織が設けられます。ものによりましては、学内の關係者で構成するものもございまして、ものによりましては、学外の關係者をもつて構成するものもございませう。国立学校設置法で今度も御審議をいただいておりますが、民族学博物館、それと同じような文部大臣直轄の研究所等には、評議員あるいは運営協議員というような職がございまして、これらも文部省令できめさ

せていたに過ぎません。それはそれぞれの研究所の運営に必要な関係者の意見をそこに寄せてくるという趣旨のものでございます。私は、国立学校設置法の十三条の委任規定によりまして、いろいろな職の置かれ方あるいはその運営のしかたというものがあつて得るものと考えております。

○嶋崎委員 何を答えていいのかわからぬじやないですか、いまの答弁は。よくとごまかしただけですよ。私の聞いていたのは、十三条で定めた学校の組織及び運営に関する細目というものは、具体的には、たとえば大学の評議会というものは、学校教育法の四条に基づいて、読みかえ規定で二十五条に、大学管理機関として読みかえ規定がありまして、人事の問題に關連して、評議会という機関です。たとえは評議会というものは、法律の上で名称があるものが、それが十三条で委任規定でもって細目を規定することはできるでしょう。——何を首かしげるのですか、どこがおかしいですか、いまの議論は。どこがおかしいか反論してください。

○木田政府委員 いまの評議会の御指定でございませうけれども、一般の大学の評議会の設置根拠は、十三条の規定に基づきます文部省令でございまして、教育公務員特例法はその名称を受けたもので、特例法に名称があるから、特例法を受けて国立学校設置法の省令ができた、こういう関係ではないというふうに考えておりますので、ちょっと首をかしげさせていただきます。

○嶋崎委員 その解釈がおかしいんですよ。憲法二十三条に学問の自由というものをうたい、そのために大学自治という原理が出てきて、その大学自治の制度化として学校教育法があり、その大学自治の運営の人事の問題に關して教育公務員特例法があるわけですよ。そういう一連の、いわば法の体系の中で定められている大学の組織、運営について、法律で名称化されたものを除くほか、それに関連する細目について省令に委任したんですよ。ですから、そこで大事なことは、現在の憲法を前提としたところの日本の教育立法の体系は、

法律で定められている大学の組織の名称があるか、さもなくば大学の慣行として制度的に運用されて現にあるもの、法律には明示されてないけれども、大学自治というものを前提にすれば、法律では名称はないけれども慣行としてあるもの、これは法律としていろいろ具体化してさうよ。たとえは大学には重要なことを審議するために教授会を置くとして、助教授はそれに参加することができると書いて、慣行を前提にして法制化された一つの側面ですね。ですから現在の法の体系からすれば、法律の上に大学の管理運営について名称として残っているか——名称として残っているというものは、国会で審議してきめるということですよ。これは重要なことですね。昔は勅令でやった。勅令ではなくて国会でもってわれわれが審議して、教育の基本的なものは法律できめるという教育立法における法律主義という考え方に立っているから、だから法律で名称というものをのびのびさせて、その運営については大学の慣行というものを前提にし、同時にまた細目をきめていくときには、法で規定されたり慣行上ない組織、運営を省令できめるといふことはできないのが、今日の教育立法の体系なんですよ。情勢は動いていまして、情勢は動いていまして、かなり柔軟に法を運用することを私は否定しません。しかし、ここで問題になることは、参与という組織が、筑波大学のときには、私は、局長はこう答弁しております。四十八年六月二十八日、筑波大学法案に關連して、筑波大学にわざわざ参与という組織を設けた根拠について説明されておられるんですよ。本来ならば十三条の委任規定でやれることなんだけれども、しかし現在の大学における今日までの管理運営から見て、新しい理念に基づいた制度だから省令的なものをむしろ法律に押し上げて法律化したのだと言っているんですよ。それだけ参与会というものをわざわざ筑波のときに法律できめるといふのは、法の中にその名称を入れたんですよ。その入れた根拠は、いままでの法律の体系の中になかった大学の管理運営の組織だからですよ。組織

だからこそ、新しく法律できめておかなければならぬという趣旨だからこそ、委任規定じゃなくて、法律で決定したと答えたんですよ。だとすると、参与会というものと参与については、私が一番最初に質問したら、局長はこう言いましたね。確認しましたよ。開かれた大学という大学の理念に基づいて一つの制度化だ、さうでしょう。だとすると、いまの憲法や学校教育法や教育公務員特例法全体の中に貫いてある大学自治のあり方が閉鎖的なんです。法の理念としては、それはある意味では閉鎖的です。学外の圧力からの自由というものが非常にベト・ネンされておりますから、だからさういう意味で外からの意見を聞かないような性質を持つていたからこそ、講座制の問題や、弊害が出てきたといふ、大学改革の問題になったじゃないですか。さうでしょう。だから、いままでの憲法や学校教育法や、さういう一連の法の体系では、現実の大学が、世論とかさういふものの意見を十分に得ないような意味で大学自治というものには一見閉鎖性というところがある。だからこそその理念を変えて、開かれた大学という理念に基づいたのです。さういう理念に基づく制度だから、いままでの法の体系にない名称の制度になるから法律化しなければならぬんですよ。しかし、その法律化する場合も、一般化してなかったんです。この前は、筑波大学で特殊な組織として置いたのです。それはなぜか。その根拠は、この前も討論しましたから、いまさら討論しませんが、でも、これは学校教育法では教授会であり、評議会なんだ。さういういままでの大学の管理機関というものは違つた理念に基づいたものであるから、これから筑波大学において、教育大学から要請された問題について法律的にまず確認しておいて、今後これがどのように動いていくかということとをテストしていく。だから筑波というものは、さういう意味で日本における今後の大学運営の一つのモデルだといふことを大臣も答えた、局長も答えました。さういふモデルとして、まだ慣行化されておらない、この前参与が選ばれたばかりで

すから、ほんとうに大学の外の世論を聞くことになるのかどうか。これだけ財界の評判の悪いときに、財界の代表が有識者の意見だといふて国民が納得するかどうか、それは別として、ともかくこの参与会というものができた。しかし、この参与会というのは、あくまで法律の上できめる場合でも一般的ではなかったのです。特殊なですね。それだけ慎重にしながら、法律でわざわざ明記した参与会と、今度いう参与というのは、会ではない、大学のポジションではあつても、理念は同じ制度化だといふことを確認したじやないですか。だったらどうして法律事項として考えないでこれを省令事項として考えるのですか。事実上省令事項として取り扱える事項ではないですよ。だって現にここに書いてあります。大学の運営に關し、学外者の有識者の意見を聞くんですよ。この中は、今度は医学部という場合には学外者の關連はどうなっているか、現実をもうちょっと具体的に議論します。聞きますからね。さうしますと、もつと問題がはつきりしてきますのは、少なくともほくは医科大学をつくることに反対しているんじゃないんですよ。病院のないところに大学はつくらなければならぬ、国立大学というのを、それはけつこうなことだ。大学をつくるのに、法律事項でやるものを、わざわざ省令で文部省が上から指導して——まだ現に大学はできていないのですから、大学には教授会もまだないのです。設置の推進の組織があるだけです。学長さへはつきりしてないでしょう。さういふときに、文部省が上から持つてくる、それを省令でもって処理してしまふ、上からつくるのに、重要な法律事項であるべき性質の内容のものを省令で処理することとはできないとほくは言うんですよ。どうですか。

○木田政府委員 先ほど前国会におきます筑波大学の参与会について私の答弁申し上げたことを御指摘がございました。そのときには私もお答えをしたように思つておるところでございまして、参与会は、国立学校設置法十三条の委任規定に基づいて省令で設置することができるとありうとい

うふうに考えております。しかし、筑波大学の今の新たな性格を、学群、学系制度をとったこと、それから評議会の構成のしかた、あるいは人事委員会のあり方、そういうこと二つのものとして、筑波大学の性格を御理解いただくために、参与会という、大学自体が非常に重視したそのものの考え方をひとまとめにして章を起こして筑波大学の組織、管理、運営の機関として御審議をいただく、こういうふうにお答えを申し上げたと考えております。そのように御指摘がございました国立学校設置法十三条の規定に基づきまして、現在すでにいろいろな組織も設けさせていただいております。

〔委員長退席、森（喜）委員長代理着席〕

先ほど申し上げましたように、高エネルギー研究所の評議員あるいは運営協議会——評議員は学外者でございます。いずれも、高エネルギー研究所から見れば学外の関係者でもって研究所の運営に参画するための職を省令で置いておるわけでございます。ですから、大学におきましてそうした職としていろいろな意見の聞き方を、何も内部の関係者だけでなく、学外の関係者の非常勤の職を置く、これはそれぞれの考え方として運営をしても構わないであらう。大学の運営についてというふうに幅広く書いてありますが、その運営のどの部分をどういうふうにするかというの、大学がそれぞれおきめになったらいことではなからうか、こういう趣旨で省令で書いておるわけでございます。でございますから、筑波のときに設けました参与会というものの、その位置づけと、今回それぞれの大学にいろいろな意見の聞き方ができるような、そういう参与という非常勤の職を置くことと、これはそう矛盾したことではなからうかと考えております。

○嶋崎委員 全然ごまかした。国立学校設置法の十三条の前段と後段の論理的関係はどうですか。○木田政府委員 前段は、他の法律に書いてあるものは法律の定めによるということでございます。法律に書いてないものについて省令で書く

というところでございまして、別段御指摘のような奇異を感じておりません。

○嶋崎委員 そういう理解なんです、文部省の理解というのは、たいへん間違ひです。この前段の意味は、「この法律」というのは国立学校設置法です。「他の法律」というのは、学校教育法とか、教育公務員特例法とか、そういう法律なんです。そこに「別段の定めのあるもの」、「参与は定めのないもの」です。ここです。前段を確認しておかなければならない。「定めのあるもの」というのは、法に少なくとも名称としてあるものです。その法に名称としてあるものというの、何のために法で定めるかという、大学の管理運営の組織というものは、昔みたいに勅令で定めるのじゃない、国会で審議をして国民の意見に基づいてきめるというのが法の趣旨なんです。だから、前段でいっている意味は、そういう法律で定められているところの組織並びに運営の細目を省令にゆだねたんです。だから、参与というの、この法律又は他の法律に別段の定めのあるもの「じゃないんです。定めのないもの」なんだ。だから、この筑波大学で、この省令だと無理がくるから法律でわざわざ参与会というものを名称化したのじゃないですか。この十三条の解釈を、前段と後段を全く切り離して、法律に名称のないものなら何でも省令でつくれるなんて解釈したら、今日の教育立法における省令の理念というものを正しく理解していないことになりまして、文部省はかつてに修正しているのです。どうですか。

○木田政府委員 十三条は「この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除くほか」と書いてございまして、参与は法律に書いてございせん。そして「除くほか、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める」と書いてある。この法律または他の法律に規定のあるものについて、その組織、運営の細目を文部省令で定めると、こう書いてあるわけではございせん。でございますから、嶋崎委員のおっしゃる通りに、法律に名

称のないものを省令で規定することは違法である、このようには考えないのでございます。

○嶋崎委員 そこがおかしいのです。大学の慣行というものがあつたのです。法律に規定はなくても、大学の慣行として現実にあるものを大学自治の上で認めれば、これは法律に定めのないものなんです。そういう意味なんです。ここです。いっている「ものを除くほか」という意味は、法律の上で書いてない、だから、それ以外の組織、運営については何でも省令で定められるなんていうような、そんなめんどくさい解釈はできるはずはないです。つまり、大学自治というのは、法律で書かれたたとえば教授会があつたって、学校教育法には評議会は規定してないでしょう。教授会というものを規定する場合でも、助教は参加することができるという慣行を認めた規定を設けるのです。そういうふうにして、いまの法の体系でいっているところの法律で定めのあるもの以外に、定めのないものというの、大学の慣行なんです。慣行上、法律にはないけれども大学の管理運営や自治組織として必要なものというのが現実の組織と運営について、細目を省令に委任したんです。これをいまのような解釈でこまかすのなら、まず法制局の見解を聞きます。法制局、いまの見解、どう思いますか。十三条をどう解釈しますか。

○味村政府委員 十三条は「この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除くほか」となつております。したがって、国立学校設置法なり学校教育法、そういうものに規定のございせん。組織につきまして、その組織の細目を文部省令で定めるというところは当然御指摘のとおりでございますが、ではそれ以外に、国立学校設置法なり学校教育法その他の法律でもって何も触れてないものについて、組織を省令で定められるかということにつきましては、先ほど木田局長が言われましたとおり、これは純文言解釈としてでございますが、「定めのあるものを除くほか」とござい

すので、そういうものもきめられるということにならうかと存じます。

○嶋崎委員 それは権力解釈だ。これはあくまで細目です。国立学校の組織、運営の細目なのであつて、細目を省令に委任した。しかも前段は、法律に「定めのあるものを除くほか」なんです。だから、定めであるものももちろんこの中に含むことは言うまでもない、その他の場合においても含むのです。しかし、その場合の理念が大事なんです。

つまり大学における組織というものは、大学の管理運営に関する組織の場合には特に大学自治というものを前提にして考えなければならぬという、その前提を抜きにしては、大学における組織及び運営の意味がはつきりしないということ。それは言うまでもないでしょう。そんなものを否定したら、もう大学自治は要らぬという議論になつてしまふ。だから、そういう前提に立つた上で、大学に法律できめて名称があるかもしくは慣行上のものについて、その運営の細目については省令にゆだねている、これが十三条の趣旨だ。というのが私は法のすなおな解釈だと思ひます。そういう意味でこの解釈をやつていけば、権力解釈とばかりの意見と違ひが出てくるでしょう。それだけで意見が平行線だといへばそれきりになりますから、問題はもう一べん返りますが、参与というの、細目できめるという解釈を確認しますが、そうですね。細目ですね。

○木田政府委員 当初にも申し上げましたように、参与というのは十条の規定を受けて国立学校に置かれる職の種類でございまして、またそのあり方をどうするかということもきめること自体は、国立学校の組織、運営の細目に関すること、このように考えます。

○嶋崎委員 もう参与は細目になつてたけれども、だからなくてもいいんです。細目のようなものなら、大学の運営に關し学外の有識者の意見を求めるため、参与若干人を置く。です。重要な機関じゃありませんか。細目じゃなくて、こ

これは重要な項目でございますか。細目でしょうかね。法制局、この施行規則の一部改正草案、文部省の出しているのを見てください。これの初めに「〇〇医科大学に、大学の運営に關し」——大学の運営というものは広い。しかも「学外の有識者の意見を求めるため」ですよ。そういう大学の組織である、ボジションである参与というものは、十三条でいっているような、大学の組織、運営についての細目を省令に委任したその細目に相当する内容と判断しますか。

〇味村政府委員 ただいま拝見いたしましたので、現段階におけるお答えとして御理解いただきたいのですが、国立学校設置法の十三条は、国立学校設置法なり学校教育法に定められた学校の組織の大綱というものを踏まえまして、そして国立学校の目的なり機能なりを十分に果たすことができるように、その組織の大綱に——これは組織と申しまして、明文で規定されているだけではなくて、その明文の中に含まれております精神と申しますか、そういうものの趣旨も入っておると思いますが、（嶋崎委員「慣行もありですね」と呼ぶ）それはあとでちょっと……そういうものを踏まえまして、大学の機能を發揮させるために必要と認められる組織の細目であらうかと、このように考えるわけでございます。

なお、慣行がどうかということも申されたわけでございますが、まあ慣行と申しますのは非常にむずかしい問題であるわけでございますが、慣行的になつておりますことが国立学校設置法なり学校教育法の趣旨に合つて慣行的に運用されているということでございますと、そういう慣行が学校全般において、国立学校設置法なり学校教育法の趣旨が認識されているということによって認められるわけでございます。そういう意味で、慣行というのは、国立学校設置法なり学校教育法なりの趣旨を明らかにするという意味で意味があるかと存するわけでございます。

しては、結局は細目ということになるのかならぬのかということが問題かと思いますが、先ほどお答え申し上げましたように、国立学校設置法の十三条が、法律に定められてあります組織を踏まえまして、その上での学校教育の機能を果たすためのものであるといたしますれば、このような規定を置くことも委任の範囲を越えるということとは断定はできないと存じます。

〇嶋崎委員 ちょっと法制局、法制局……（発言する者多し）

〇森喜委員長代理 静粛に願います。

〇嶋崎委員 法制局の見解を明らかにしますよ。ここにいっているのは大学の……

〔発言する者多し〕

〇森喜委員長代理 静粛に願います。

〇嶋崎委員 ここに……いっているのは、省令の改正の身中に「〇〇医科大学に、大学の運営に關し」——私の聞いている内容ですよ——「学外の有識者の意見を求めるため」の組織なんですよ。ボジションなんですよ。法制局、これを前提にしてください。そういういわば内容のものが十三条でいっている国立学校の組織、運営の細目になりますかと聞いているのです。細目のような事項ですか、これは。

〇味村政府委員 「大学の運営に關し学外の有識者の意見を求めるため、参与若干人を置く。」この規定は、先ほどから御議論のございましたように、大学の意思決定をするということではないと存じます。意見を求める、ただ参考にするということ、一種の諮問機関的なものであらうかと存じます。そうなりますと、しかも「参与について必要な事項は、当該大学の定めるところによる。」となつておるわけでございますので、これは細目に入るといふふうに一応は考えられるのではなからうかと存じます。

〇嶋崎委員 いまのやつ、議事録正確に書いておいてください、いま言ったのは。そうしますと、法制局の考え方は、筑波大学に参与会というものを置くというふうに法律的に名称化した根拠は何ですか。

〇味村政府委員 これは先ほど御議論がございましたように、筑波大学に参与会を置くということとは国立学校設置法十三条でもできるのではないかと御議論があつたと承りましたが、私もそのように考えるわけでございます。しかしながら、筑波大学におきましては、新しい大学をつくる、新しい理念の大学をつくる、新しい形態の大学をつくるというところから参与会あるいは学群、学系、そういった新しい制度をつくつたわけでございます。そして、法律論といたしましては、したがって、筑波大学以外の大学に法律でなく省令でもって参与会と全く同じものを置くということは、省令の委任事項の範囲からはずされたと思ふべきかどうかという問題が出てきようかと思ふのでございまして、その問題が結局法律論としては最後の問題にならうかと思ふわけでございます。この問題は非常にむずかしい問題でございますが、私もこのように筑波大学に参与会という規定が国立学校設置法に置かれたもので、参与会と全く同じものを他の大学に置くということは国立学校設置法で行なうことが妥当ではなからうかというようには考えております。

〇嶋崎委員 文部省の見解と法制局の見解、違ふな。いまの国立学校設置法の第七条の三に「筑波大学に参与会を置く。」ということを書いたときの立法の論理といふのは法制局の見解は違ひます。いいですか、問題ですよ。大問題だ、これは。

〇味村政府委員 私の答弁が否足らずで申しわけないのでございますが、筑波大学につきましても、参与の選任方法、あるいは参与会とするといった組織あるいはその権限といふものをはっきり明確に書いてあるわけでございます。ところが、こちらのたゞいま拝見いたしましたものは、それほど参与会という組織でもございませぬし、参与の権限といふものも当該大学にゆだねられているわけでは

ございますので、これは必ずしも筑波大学の参与会と同一に論ずることはできない、このように考えております。

〇嶋崎委員 その答弁が違ふのだ。いまの答弁も、かつて文部省が答えた答弁とも違ふのですよ。どこが違ふかといつたら、筑波大学の参与会というものは、東京教育大学が大学自治という観点からそういう参与会といふものが必要だといふ考え方に出てきた新しいタイプの管理機関なんです。そういう意味でそれをつくらなければならないけれども、いまの法律でいくと委任事項でやろうとすれば無理してできぬことではない。ないけれども、大学の国立大学では異例なので、筑波大学だけに特殊に法律で明確にするというのが理由なんです。だから、おっしゃる通りに、いま問題になつていいる参与は、法制局、まだ大学はないのですよ、教授会もないのですよ。教授会もなければ、準備委員会があつて、大学にそもそも管理機関といふものはないわけよ。大学の中で参与を置くという意見はまだあるかないかわからない。この省令の趣旨といふのは、できてきたら認めるといふだけの省令ですから、大学に委任しているのですよ。筑波大学のときには、ちゃんと教育大学といふものを前提にした大学自治論があつて、その上に立つて法の名称を積極的にきめたのですよ。だから法制局は、その立法過程といふものは抜きにして、でさう上がった法律の一つの側面を一般化してはだめですよ。こうなつたら、法制局と文部省はもう一べん意思統一しなければいけぬ。筑波大学における参与会の立法趣旨と名称をきめた根拠、それを意思統一する、これが一つ。

もう一つは、これは大体一致しているように見えるけれども、これも微妙なところがあるが、国立大学設置法十三条の大学の組織及び運営の細目という意味、この細目という意味を限定してお互いにもっと厳密な規定をしないさい。その上で、今度ここにいっているところの「大学の運営に關し学外の有識者の意見を」聞くのですよ。前の筑波

大学の第七條の三にはこう書いてある。同じようなのだ、この趣旨は。参与会は参与若干人で組織し、大学に關し廣くかつ高い識見を有する者のうちから学長の申し出を受けて文部大臣が任命する。筑波大学でいっているこの七條の三の2と、いまいっている内容は同じじゃないですか。大学の運営に關し学外の有識者の意見を聞くという筑波大学の参与会にいてる中身と同じもので、ただと稱してないだけだ。理念は同じだ。局長も最初にそう言ったじゃないですか。開かれた大学という新しい理念に基づいた制度だと言ったじゃないですか。法制局、何言っているのですか、しっかりしてください。どうですか。

○木田政府委員 参与会というものを設けた経緯があることは、これは筑波大学の場合に御指摘があったとおりで、私も先国会以来その趣旨を御説明させていただきました。大学が学外関係者の意見を求めるようにする、その考え方は、筑波の参与会と今回考えております参与というものと同じでございます。そうした考え方は、すでに現在の国立学校設置法で置かれております研究所につきましても私ども今日取り入れてございまして、国文学研究資料館、極地研究所その他は省令でもって評議員というものを置かしていただいております。国文学研究資料館につきましては省令で「評議員二十人以内を置く」ということとして、「評議員は、研究資料館の事業計画その他の管理運営に關する重要事項について、館長に助言する」というような職として置かしていただいております。これは、その研究資料館の運営のあり方を省令で定めさせていただいておるものでございしますが、こうしたあり方を考えてみたいという趣旨の趣旨、あるいは国文学研究資料館というものが法律で置かれましたその趣旨を円滑に運営いたしたために必要な細目規定だというふうに考えておる次第でございます。医科大学が設けられました場合に、その運営ということばは廣うございしますが、いろいろな領域についていろいろ関係者の意見を聞くことがあり得るであらう、その

意味で、その意見の聞き方は大学にゆだねるといまして、そうした職の設置、その考え方というものは法律の規定に基づいた文部省令で明確にいたしておきたい、こう考へるものでございまして、今日の法律、省令の趣意からはみ出しておるものとも考えておりません。

○磯崎委員 いかがせんことを言いなさんな。附置研究所とか共同利用研究所とかにおいて外の有識者の意見を聞くという有識者の意見の中身と、ここにいうのは大学の運営に關し学外者の意見を聞くという、組織ですよ。しかも、参与という名前は筑波大学で初めて法律で名称化がされたものなんです。もとをただと、この参与の前は理事會だったんです。ボード・オブ・トラスティーズなんです。

〔森喜喜委員長代理退席、委員長着席〕

教育大学のもともあった案は、理事會だったものが参与会に変わったんです。ボード・オブ・トラスティーズという先進国の大学の管理運営の組織的なものが参与会という名称に変わっているんです。その参与と同じ機能、理念を持ったものがここの参与なんです。普通の研究所にいうところの学外者の意見を聞くに必要な評議員を外から選ぶという理念と、参与の立法過程で問題になった大学の組織とは理念が違ふんです。だから、でき上がったものをいけば、省令の委任事項で片方の学外者の意見を聞くようなものがある。形式的な法律の論理としては決して違法じゃないですよ。形式的じゃないで、ここはあくまで大事なこと、筑波大学に参与会を置いた、参与会というものが大問題になったのは、ボード・オブ・トラスティーズの精神が生きておるといふことなんです。それを参与と言った。現に私立大学の理事會を見てごらんないや。理事會というものが存在して、その理事會が学外の寄付を集め、大学の管理運営に意見を述べ、水増し入学をや、めっちゃくちゃ高い入学金を取る、そういうことをやってきた理事會というイメージがわれわれの中にあるんです。私は私立学校の問題で

一べん真正面に議論してみなければいかぬと思つています。制度論としても。そういう、つまりボード・オブ・トラスティーズといわれた理事會が、これじゃラジカルだ。教育大学の議論はそうだったんです。これを言つてはつづれる。そこで参与という名前に立法過程で変えたんです。そういう性質の参与会なるがゆえに、いままでの大学の管理運営にあるような意味での組織とはかなり性質が違ふ。しかも、理念は、いままでの学校教育法でいっているような閉ざされた大学ではなくて、開かれた大学、この理念については私は批判してないんです。少なくとも、法の体系でいっている理念が変わるからこそ法律化しなければならなかったのです。制度的に名称化が必要だったんです。だから筑波大学にはわざわざ法律化しておいたんです。その参与会と同じ理念と組織であるとすれば、省令で定める事項じゃなくて、これは法律事項ですよ。むしろそれがすなわち今日の法の体系の解釈だと私は思う。それを細目として、法学部の中に何講座を設けるとか、事務局にはどんな職とどんな権限を置くかという省令の細目と同じように参与というものを規定するということとは、法律論としては完全な暴論だ。そうでないと解釈すれば平行線になります。だけれども、これは認めるわけにはいきません。この省令は撤回してもらわなければいかぬ。そしていまの国立学校設置法には一つも反対する理由はないですよ。わざわざこんなむずかしい、やましい省令を置かずに、大学の自治にゆだねないで、あと、いままでの大学の慣行や筑波大学に経験があるのですから、その経験に基づいて大学内部で審議してきて、出てきた段階で考えればいいじゃないですか。法律にきめてないのですから、先の問題で考えればいいじゃないですか。それを最初から医科大学三つについてやるということ、これは明らかにこれからできる単科の医科大学についてみなこの方式でいきましようよという文部省の指導ですよ。指導だとすれば、大学自治

を前提にして出てきた慣行でもなければ、法律にきめられた名称のない、いままでの大学の管理組織でもないものなんです。これは細目じゃないです。これは重要な項目なんです。大学自治論ですよ。憲法論ですよ。そこまできかのぼって議論しなければならぬ問題を、研究所の中の評議員が外から入ってきたのを省令で出したからとか、筑波大学の参与会と同じ理念と組織だが、会ではなくて、名称や権限はあとで大学で定めるのだから、だから省令で定められる、そんな省令委任は、もう明らかに文部省は、上から新しい君らの大学自治の型をつくらうとしているのです。下から出てくるものじゃないのです。そういう意味で、これはどんなことがあっても、法律論としても、十三條の理念からしても、憲法、学校教育法、教特法の法の精神からしても、これは決して省令事項にやらせる問題じゃない。これは法律事項だ。そういう意味で、この省令の撤回というものをまづここで求めます。どうですか。

○木田政府委員 筑波の場合に、いま御指摘がございましたように、関係者は当初理事機構を考えた。管理機関としての理事會を別個に設けるということまで当初の段階で考えました。これは、現在の法体系の上では法律で書くべきものだと考えます。しかし、立案の過程の中で参与会というふうになり、その機関の位置づけはかなり違ったものになりました。しかし、東京教育大学が構想いたしました筑波大学の新しい構想というものを御理解いただくために、その経過も含めて参与会というものを筑波大学の章の中に一緒に規定させていただいた。そのときに、理事機構と違つていわゆる参与会であるならば、国立学校設置法の十三條による委任によつて置けないこともないであらう、しかし、その経過のある筑波大学について輪郭を明確にする意味において御審議をいただく、その意味で他の評議會、人事委員會、学群、学系と一緒に御審議をいただく、このように御説明を申し上げたと思つております。参与というものはかなり一般的な呼称でございます。委員、顧問、

参与等、非常勤の職を考えます場合に、かなり広く使われておるのでございます。評議員等もそうした同じ性格のものだというふうに考えておりまして、運営について関係者の意見を聞く非常勤の職、これを新しくこれから大学をつくってまいります場合にその用意をしておきたいということでございます。新設の大学でございいますから、新設の大学に対して文部省がこのような用意をしてつくりたいということは、既存の大学の学問の自由とか大学の自治ということとは関係ございません。

○嶋崎委員 また新しい問題が出てきた。どうするか。とにかく、いま私が申し上げていましたように、あと委員会、理事会のほうで取り扱ってほしいですけれども、この議論については私はいままでの述べましたから、そういう観点に立つて、これは省令事項ではない、国立学校設置法十三条にいう細目事項ではない、大学の重要な事項であるがゆえに、これは法律事項として考えるべきである。だから、その省令の撤回を求める。一種の法律違反だという判断に立つて省令の撤回を求める。——これは撤回しないと言うでしょう。

そこで、その問題は一応そこでケリをつけて、あと、委員長、各党のこの問題に対する取り扱い方についておまかせいたしますから、よろしくお願いいたします。

○稲葉委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○稲葉委員長 速記を始めて。

午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後三時二十三分開議

○稲葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。有島重武君。

○有島委員 ただいま嶋崎委員のほうから参与会ないしは参与の設置についての質問がございました。政務次官、こどももつてずっと聞いていらしゃいましたように、たいへんこれは疑義が深いと私も判断いたすものでございます。それで、これはひとつしっかり整理していただかないと、私の見解では、さっき筑波の工事ひとつの欠陥工事ではないかということがございました。この法律もまた拙速といえますか、一つの欠陥があるのではないかと。それは文部省ないしは与党が考えていらつしやることか、この法律に十分に表現されていない。そうしてその意図については、また先の議論がございまして、それが明らかになっていないところ、あとでもつてわれわれが予期しなかった結果がどんどん起つていくというふうなことは、これは非常に好ましくないことである、そう私は思うわけでございます。

それで私はこれを整理いたしまして、国立学校設置法の中の第七條の三に書いてあります「参与若干人」、それから施行規則として、資料として回されました中にある「参与若干人」、同じことばです。これが、第一番、その機能において、第二番、任命ですね、第三番、法的根拠、これらの点について同一な点は何か、それから類似の点は何か、それから異なる点は何か、この見解をはっきりしていただかなければ、この先の議論が非常にやりにくい、このように私は判断するものでございまして、政務次官、御意見……。

○藤波政府委員 嶋崎委員の御質問に対していろいろ大学局長からお答えをいたしまして、私も聞いておつて、いろいろその議論を承ったわけでございまして。

嶋崎先生には先生の御議論があるわけでございまして、文部省といいたしまして、今回のこの省令で参与を設けるといふ措置を考えるに至りますまでに、十分いろいろな議論を積み上げてきておまして、十分検討してまいっておるつもりでございます。学問の自由、大学の自治、先ほど来いろいろ御議論もちょうだいいたしました

が、そういったものを守つてまいりましたために、また教育と研究をより充実をさせてまいりました。めにも、大学というものを画一的に考えるのではなくして、それぞれの大学の特殊性を發揮させて、多様な管理運営の形を考えていく、こういう気持ちから筑波大学の場合は参与会として出発をさせましたし、今回また省令で参与という制度を設けていく。いずれ他の大学でもいろいろ大学人の御意見も承りながら、さらに新しい仕組みがどんどんできてくるのではないだろうか。いずれにいたしましても、従来の大学の閉鎖的な弊害、閉鎖的な世界であるということから起こつたいろいろな弊害もあつたわけであります。そのことについては筑波大学法のときにいろいろ御質疑、御議論をちょうだいいたしましたわけでございます。そういったことを中心にいたしました、いろいろ検討いたしました結果、省令としてこれを持っていこうということになったわけであります。いま具体的に類似の点あるいは相違いたします点等につきましては、大学局長から答えさせたいと思つておりますが、十分検討いたしましたので、御審議をお願いをしておるということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○有島委員 そういうことになりましたと、またこれから議論が長くなると思うのですよ。それで、このことについては、先ほど申しました同一の点と、類似の点と、異なる点、これをしっかりとまず宿題にしたいと思ひます。それはよろしうございませう。これをまず明らかに、しっかりと、資料が何かにして出していただきたい。第一番。

それからまだ山原委員からも嶋崎委員からもこれに関連しての御質問があるようでございまして、また私はいくらも議りたいと思ひますけれども、先ほど言いかけていた鉄棒のことです。この鉄棒はそもそも私のほうに持ち込まれてきたけれども、国立大学のところから拾ってきたらいいんですね。これは文部大臣のほうの所管だと思ひますので、これはお返ししますから。これは筑波から

出土したものらしいから、お返しします。
〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕
それで、先ほどの調査はしっかりなさるとおっしゃったと思ひますけれども、調査をやつて、それでもつて速急に手を打つということをもう一べんはつきり言つておいていただきたいと思ひます。

○藤波政府委員 先ほど御指摘のありました同一の点、類似の点、異なる点等につきましては、いづれ整理をいたしまして、資料として提出をさせていただきます。

先ほど御質疑のございました建築資材の問題につきましまして、お答えをいたしましたように、十分調査をいたしました、はつきりしてまいりたい。もし先生の御指摘のような点がございましたならば、さつそくに善処したいと思つております。いま、文部省のものだから持つて帰れとおっしゃいましたけれども、どの辺でお集めになりましたか。ちよつとわかりませんし、返しようもありませんで、いただきます。返すもちよつとぐあいが悪うございまして、御無礼をさせていただきます。

○有島委員 私も持ち込まれたもので、これは投書と一緒に来たものですから、これは文部省のほうにお返ししたいと思ひますから、お受け取り願ひたい。

それでは、なお関連質問がありますので、関連質問に移させていただきます。実はこの法律をしっかりと形でもつて出してきただけば、これはまだまだもう少し少い問題でもつて議論したいことがございまして、なお留保していただいて、いま関連質問に譲ります。

○嶋崎委員 もうあまり時間はとりませんが、午前中の法制局と文部省の局長の答弁の中に、食い違つてゐるやに——議事録がまだ手に入りませんから、私なりに食い違つてゐるようによに見受けられる問題点を指摘して、それぞれ法制局並びに文部省の見解をいずれ出していただきたいということにしほりますけれども、一つだけ、局長は、三医科大学に設置する参与は命令への委任事項十三条

の細目だ、こう明言されましたね。そこでお聞きしますが、国立学校設置法の改正をやつて、筑波大学の参与会というのは法律で定められたね。ところが、国立学校設置法施行規則には第二十條の十一に参与会の細目がきまつておるわけですか。こつちは細目ですよ。そう思いますが、いかがですか。

○木田政府委員 そのとおりだと思います。

○嶋崎委員 そうしますと、法の体系から言えば、これはかりに一般的なものではないにせよ、筑波大学に關して参与会が法律で定められて、その法律の十三條の委任の事項を受けて、こゝで細目をきめておるわけですね。今度の国立学校設置法施行規則の一部改正試案というものは、この法律に相當する部分の参与会ではありませぬ。しかし開かれた大学の理念とその制度的組織化だということも午前中確認されたわけですね。そのいゝわば内容は、筑波大学でいつておる参与会に相當する法律事項だというのが私の主張ですね。だから、国立学校設置法施行規則の細目というのは、筑波大学の参与会とその細目に相當するものでなければならぬ、法の体系としては、ですから、筑波大学の場合には施行規則で細目をきめた。これが細目であつて、今度は医科大学の三つの場合については、理念を内容に含んだ参与を省令できめるといつておることの中には、法の体系としては異質なものがあるといふふうに私は判断せざるを得ない。これは私の考え方。これに關連して法制局が午前中私の質問に対して答えた答へ方の中には、非常にあいまいなものを私は感じたのです。というのはどういふ点かというところ。

〔嶋崎委員長代理退席、委員長着席〕

局長のほうには、筑波大学の場合は筑波大学に特殊な組織として置いた。それは筑波大学が設置される立法過程で、東京教育大学といふもののいゝわば理事会から参与会になり、そして新しい開かれた大学の制度化として要請されたものを受けて法律化した、こゝう議論ですね。ところが法制局の見解は、あゝのとき私はあいまいにしか——まだ議

事録がありませんから、今度は前と違つたことを言つておるか、議事録を見ればわかります。だから、そのときの法制局の主張は、筑波大学は法律で特殊な大学の組織として法律化した。法の上で名称化したといふそういう特殊性の問題ではなくて、各大学に今後出てくるのは、ケース・バイ・ケースであるけれども、これは筑波大学にいう参与会ではないのだから、省令できめることができないという意味で、一般的な法の体系として矛盾はないといふ内容の考え方が述べられたように私は思うのです。ですから、筑波大学における参与会の立法過程と法の趣旨、それから今度省令でもつて三医科大学に参与を置くといふ立法趣旨、法律じやありませんから委任ではありませんけれども、その趣旨のそれぞれについて、つまり筑波大学が特殊だと言つてきた。しかしこれは、だからこゝその法律できめて、片一方で施行規則で細目をきめておるわけですね。局長は片一方では、今度は医科大学のやつは細目であると言つたのです。この細目と違つておる内容のものを細目といつて、そして施行規則できめることができる、こゝう言つておるわけですね。ですから、その論理的關係いかん、この問題についての見解をまとめていただくたい。同時に法制局も、いま言つた筑波大学の場合に特殊な規定として設けた、参与会といふものを特殊なものとして設けたこの法律の規定、これは立法過程で筑波大学の内部の自主的な判断に基づく要求ないしは要請に基づいて、既存の学校の法体系ではなかなか異質だから法律で名称化したわけですね。ところが法制局の見解は、文部省令で今後あちこちにつくることができるといふ考え方を述べられたとすると、その筑波大学の特殊性と、省令で今後ケース・バイ・ケースでやつても一般化されるであろう可能性を持った、こゝういふ省令で設置のしかたとの間の論理的關係いかん、この問題について文部省並びに法制局のそれぞれの見解といふものを整理しておいていただくたい。いまこゝでやりますと、前の議事録

と違ひますと、また議論が紛糾しますから、いざれ議事録をごらんになつて、整理しておいて、まとめて議論がしやすいように、混乱しないようにやつておいていただくたいと思ふのです。

もう一つは、国立学校設置法十三條のこの解釈について、前段の、法律で定められているものを除くほか、大学の組織、運営に關する細目を文部省令で定めるといふ、この十三條の前段と後段の論理的關係、これについても、ほゞは一見同じやうであつてちよつと違つたやうな印象を受けています。ですから、それぞれ法制局と文部省の見解を文書で提出していただくたい。いまこゝでやりますと、前の議事録と違つた、また先の議論がやこしくなりますから、この際、一応幕を引いておいて、そしてその上で議論をするやうに資料を提出していただくたい。委員長、その点をおはかり願ひます。

○稲葉委員 嶋崎君、委員長からその統一資料を出すやうに言いましたところ、承知いたしましたから。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

そこで、この問題はこゝで打ち切りまして、私、ちよつと時間ありませんので、一つだけ資料の要求について質問させていただきます。

先日、私、筑波大学に關連して、全部筑波大学に關連しますから資料要求いたしました。そして、そちらからいただきました資料は四十九年度開設授業科目一覽表です。これはありがとうございます。ところが、私が要求している資料としては、大学設置審議会に筑波大学の議案がいつかけられたか。いつですか。

○木田政府委員 最終的に大学設置審議会の総会で筑波の案件も意見を聴取いたしましたのは今月の十九日かと思ひます。それまでの間、いろいろな審議の段階がございまして、それぞれに審議をしていただいてまいりました。

○嶋崎委員 三月十九日が筑波大学の問題の最終的な審議会にかけられた日になるのですね、それより前には幾つかあつたけれども、こゝういふやう

に理解していいですね。三月十九日ですね。すると、三月十九日に筑波大学の問題に關連して設置審議会に提出された資料、よその大学はみな十センチぐらいの厚さの資料がありますね、その資料を提出願へませぬか。

○木田政府委員 三月十九日に提出した資料といふやうなものが個別にあるわけではございませぬ。筑波大学につきましては、筑波大学の關係の審議を三月十九日まで進めてもらひますために必要な書類を提出していただいておりますが、この書類につきましては、たいへん恐縮でございまして、まあ国立大学としての意見を伺うための書類でございまして、これは審議会限りのことにさしていただいておりますので、先般御指定がございましたやうなその事柄がわかる書類を別途つくりましていただきました。膨大な書類をそのまま審議会以外の場合に御提示を申し上げるということとは、特別の場合以外を除きましてはひとつ御了解をお願いしたいといふやうに考える次第でございまして。

○嶋崎委員 特別の場合以外といふ特別の場合といふのはどういふ場合ですか。

○木田政府委員 いままででございまして、これも不幸なことではございましてけれども、審査に關係いたしました幾つか刑事事件その他もからんだことがございまして。そういう關係で捜査に協力をするといふやうな場合には、その書類の提示を關係の担当者に見せるということがございまして。しかし、一般的に申請の内容その他につきましては、申請者側の立場もございましてものでございまして、公表するといふことは控えてございまして。こゝういふ意味でございまして。

○嶋崎委員 国立大学を設置するときに大学設置審議会に提出される資料といふのは、われわれ国会では新しい大学をつくるための資料ですね、そして文部省が許可した資料ですね。それが必要となるときに議員の請求でなぜ公開できないのですか。

○木田政府委員 これは国会の手続その他もございまして、こゝういふやうな手続との關

係で私どもが御提示をしなければならぬということもあるかと思ひます。しかし、教官の問題、まあ国立大学でございますから、主として気になりますのは教官構成でございますが、教官につきましては、かなり先の年次までのこともございまして、一般的には、その教官の個人の私的な立場も考えまして、どこの教官がどこの大学に行く予定であるというようなことはいままで審議会限りのことにして扱わしていただいております。そういう意味で、一般に教官の就任承諾書その他の関係書類ということにつきましては審議会限りのことにさせていただきたいというふうに考える次第でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、いまの局長の答弁だと、大学設置審議会に申請書とその書類を出すときに、どの教官が将来どういふ科目をやるであろうということについて、本人の了解もなしに、ないしは相手の大学の了解もなしにメンバーを出すような書類がいままで出たことありますか。

○木田政府委員 設置審査の御申請があります場合には、教官構成につきまして御本人の承諾書、これは必ずつけていただくというふうにしてございます。

○嶋崎委員 だとすれば、いま前に局長が言ったこと必要ないじゃないですか。つまり公にできない理由として、たとえば年次計画というふうなものがあると局長言ったでしょう。年次計画があつて、将来にどういふ科目を担当するというふうなことも長期の計画ないし三年、四年の計画になるのだから、教官がどういふ科目をどうなるかについてはまだ公にできないような場合があるというのは理由になりませんか。いま言ったことと後段矛盾しています。

○木田政府委員 設置の申請書に本人の承諾がなければ私どもとしては事実そのことの確認ができないという意味で本人の承諾書はちょうだいしてございします。しかし、御本人がそのことを承諾しておるといふことは、同じ職場の学内につきましてもできるだけはばかられるという関係もござい

ますので、審査限りのことにさせていただきたいというところで従来やっておる次第でございます。

○嶋崎委員 そうしますと、設置審議会に出すのは国立大学ですと、国立大学が新しく大学をつくるときに設置審議会に出す資料の中に、国立の某大学の某教授がどこに移るということを本人は内諾はしている、しかし公にならないもので、その書類で認可をしたことがありますが。つまり本人は行きたいと言つていても、その大学の教授は将来認めないと言つていても、この教授は来ると思つていても、本人の内諾書は出たかもしれないけれども、将来は来ないということになればその計画はちやらになるという意味で、認可の判断が狂つていたということになるじゃありませんか。ですから、国立大学で、局長はどう考へてゐるのかわかりませんが、普通常識的にはみんなこうやつてゐるのですよ。新しい大学に移るといふときに、本人が内諾するときは、少なくとも関連科目の教授会、小委員会には承諾を得なければならぬという内諾書はつけておられます。ですから、本人が行くというけれども将来どうなるかわからないというものを材料にして大学の設置をするなんというものに認可をするはずがないと私は判断します。そういう意味で、いまの局長の答弁おかしなだけども、これをばくは議論したいとは思ひません。私の調査では、筑波大学に対して非常にたくさんさんの疑義がある。よその大学の設置審議会にかかった手続とは違ういろんなルーズな手続が行なわれている。そういうことをばくは知り過ぎてゐるがゆえに、資料を持ち過ぎてゐるというよりもいいでしょう、それだけに、筑波大学はかなり早計に、今年の四月から発足させなければならぬものだから相当無理をしているというところが推測されるのです。その推測の中には、この間質問したように、いま、東京教育大学と筑波大学という二つの大学なんですから、その大学内部においてももっとスムーズに事が運べるように、

他の大学から来るときにスムーズに事が運べるようにしておかないと、皆さん方、第一級の大学だといふけれども、私はC級大学だと思ふ。大学設置審議会で議論になったとき、C級って問題になつたでしょう。みんな知つてゐるんですから。C級になるような、そういう人材を集め、そして科目がばつたりしないようなことで通してやしないだらうかというのを私は危惧するのです。ですから公にできないというならできない理由は、いま言ったような理屈じゃなくて——いま言った理屈では具体的に反論できます。内諾を出すときに、ほかの教授会とか関係の人に何も黙つて内諾を出すなんて、そんなばかなことはどこでもやしません。そんなことやらないで、行くときには、将来教授会にかかりますよということをみんなちゃんと一定の話を——国立の場合です。私立の場合は一ぱいありますよ、これは引き抜きですから。しかし国立の場合そういうことはありません。そういう非常識なことをやつてゐないのに、それを理由に公にできないというのは私は理由にならないと思ふのです。

では、具体的な資料としてつくつていただいたのは、私にももらったのは四十九年度、ことしの四月の授業開設の一覧表です。ところがこんなものだけで設置を許可するはずはないです。筑波大学の第一学群は、四年間、皆さんがあれだけ力んで宣伝された、グレンツゲビートを広げていろんな科目を自由にとれるような第一学群のいわばカリキュラムの編成をするんだということをあれだけ強調された。だからそこに魅力を持つて学生諸君は筑波大学を選んでくるでしょう。そうしたときに当然、一年から四年生までに、卒業するまでに筑波大学の第一学群にはどういふ科目があつて、つまりどういふ単位がとれるかということについて一定の授業計画が出されてないはずはないと思ひます。ですから四十九年度の開設授業目録、一覧表ではなくて、第一学群なら第一学群だけ一つサンプルをとつていいでしょう、全部をやるとたいへんでしょうから。第一学群だけについ

て授業計画と担当科目、教官、それがどういふふうに設置審議会に提出されたのか、その資料を提出していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○木田政府委員 筑波大学の場合には、実質的に東京教育大学が発展的に筑波大学へ乗り移るといふ一つの特別な事情がございします。ですから、形式的には新しい大学の設置ということがございしますが、東京教育大学の組織の改編という内容を実質的には含んでおる。その意味では東京教育大学が成り立つております過去の実体というものはできるだけ尊重するという考へ方をとらなければならぬ。大学としては、その実体が移行するのであれば、大学としてのあらためての審査、いわゆる新設の場合と同じように手続を踏むということには必ずしも必要ではなからうではないか、こういう議論がございまして、そして東京教育大学の文学部、理学部等既存学部の実体をもって構成いたします第一学群、体育学群等におきましては、すでに今日大学として存在しておるといふ事実を踏まえまして審査の手続をきめていただきました。ですから、カリキュラム等の授業科目は、新しい大学としてどういふ授業科目を構想するといふふうに出てございします。その実体は東京教育大学が今日まで持つておりました実体をそれぞれ引き継ぐものとして、その実体についての個別の審査ということは簡略化していただく、こういう手続を設置審議会でも御了承をいただいた次第でございします。その意味におきまして、いわゆる浜松医科大学の新設といったような場合と若干その処理あるいは審査の手続が違つておるといふ事情がございします。既存の大学の実体があるものにプラスして何かの体制を整えるということだから、大学としての設置審査はそういう意味で基盤が整つてゐるという御判定をいただいた次第でございします。

○嶋崎委員 私の言つてゐるのは、設置審議会に出すときに、そういう教育大学からの継続がありましよう、それにも手続が要りますよ。いま局長の言うような簡単な答弁をしてゐると、この資料

だけでも大問題です。個々にあげていたら山ほどあります。それぐらゐ問題があるのですから、これはほくはいまこで追及しようとは思いませんけれども、少なくとも新しい大学をつくる時には、確かに東京教育大学からの継承がありましようけれども、筑波大学は特殊なんじゃないんですから、よその大学が、たとえば一つの学部が改組して名称を変えようという場合でも、非常にこまかに専門、業績、そういうものを全部出すものです。常識として、一つの大学の内部に講座一つ設けるのにも相当な教授会での議論に基づいてやられているものです。ですから、教育大学のほうで確かに教育大学にスタッフがあり、講座があり、いままでの科目があり、専門家がいて、このことを前提にした筑波大学であっても、そこに新しい大学をつくるにあたっては、一定の、この大学にもあり得るような、資料が提出されて手続が踏まなければならないとは思いますが、あまりそれ以上やっていると、ほくは中身をいよいよ議論せざるを得なくなつてきます。だからこゝで申し上げたいのは、この間これをつくつていただいていたへん御迷惑をかけたけれども、もう一度、四十九年度だけじゃなくて、筑波大学の第一学群なら第一学群を一つのサンプルにして、どの程度のいわば四年間の科目の年次計画ないしは開講計画というものが提出されているかについて資料を提出いただきたいということはいかがですか。

○木田政府委員 いま御要請のありましたものすべてを満たし得るかどうかわかりませんけれども、御趣旨を考えながらあらためて資料を用意したいと考えています。

○嶋崎委員 この資料で一つ問題点だけ言っておきます。こういうふうな問題があるということをお頭に置いて資料をつくつておいていただきたい。たとえば四十九年度の開設授業科目で、この文教委員の方が見られたらびっくりしますよ。筑波大学に今度は教育大学の助手の諸君が正規の教官として担当するようになっていくわけですよ。

ほくの計算でも理学部、文学部等々含めて八つだ。助手が一つの大学の正規の科目担当の教官になるにはきちつとした手続が要るんじゃないかと思いませんか、文部教官じゃありませんか。さて、この場合に、助手がたとえば筑波大学の一つの科目を担当するときに、その助手が所属している教授会の議を経てそれを講師として上げるといふようなことをやりながら手続をとっているかどうかというところ、ほくの調査では、とっておりません。こまかに議論しませんが、とっておりません。こまかに何が問題になっているかというところ、私がこの資料を要求したんですよ。そうしたら筑波大学はあつてたんですよ。文部省のほうではあたりまえのことだといつて、ほくはいただいたんですよ。ものすごくあわてているんですよ、いま。東京教育大学に連絡がいつてますよ。学長は頭にくてかんかんになってます。知らぬのですよ、これ。だれがどうなっているのか知らぬのですよ、東京教育大学は。そして今月の二十九日の評議会にかけるわけがないか、いま問題になってますというところが私のところに連絡がありました。何か先生資料を要求したのですかとほくのところに連絡がなかった。いや、ほくは四十九年度の授業科目の一覧表を筑波大学ではどうなるかということを知りたかっただけですよ、この資料がそれだけ問題になるというところは、ここにあげてある例をいばいあげますけれども、よその大学から来る人で、たとえばこの資料は三月十五日につくられているんですよ。よそではまだ教授会にもかかっておらぬですよ。ないしは教授会に割愛願いがいつたけれども議論もされてないのがこの中に教官で入っているんですよ。そういう例もあるんですよ。助手の諸君が今度は、助手というのは文部教官ではあつても、講義を担当するにかならず教授会や何かの任官手続や、講義の科目について業績審査や、みんなやるのが常識ですよ。そういう手続は踏んでない。そればかりか、とにかく東京教育大学の中での先生方がこちらに移ることについて大学の正規な二つの大学についてのルールは一つもと

られてない、手続はとられてない。そんなことが行なわれているものだから、筑波大学という大学は、大学の管理運営組織は新しいかもしれないけれども、それをささえている教官集団の行動様式は大学自治や学問の自由にふさわしくないことはございませぬかというところ、長い議論を筑波大学で私いたしました。それと同じことが現在行なわれている。私が危惧したことが行なわれているわけですよ。ですから私はしごくどういふようですけれども、やはりA級大学として筑波大学をつくつて、そして今後そういう大学を充実させていくならば、もつと国民の前にその大学の全貌を、ほんとうにいい大学ですよということが言えるような、そういう資料はちゃんとつくつておかれたほうがいいと思います。そういう意味で今後の検討の材料として、私は別にこゝで議論するために材料を要求しているのじゃないから、やはり筑波大学をあれだけ議論してきて、非常に私執念があります。執念がありますから、ほんとうにつくられたつある筑波大学というものが新しい理念に基づいた大学ならば、それにふさわしいような手続で新しいスタッフが集まつていい大学になればいいと思いますよ。しかし、いまのところ、ほくの見たところでは、これはいい大学じゃありません、ほんとうに。教官について私は価値評価できません。しかし、行つて聞いてもらんなさい。大学設置審議会で議論になったことや、それからまた教育大学の内部でいま問題になっていることや、そういう点を少し検討しておかれるほうが私はいいんじゃないかと思うのです。いずれにしても大学設置審議会にこの四十九年度の開設科目だけぐらゐ提出されているはずはありませんから、年次計画的なものについて一定程度のおかき資料を提出を要求しておきまして、たいへんおき道にそれですみませんでしたけれども、私のいまの質問終わらせていただきます。

○木田政府委員 先ほども申し上げましたように、筑波大学が東京教育大学の事実的な発展という経緯をとるものでございまして、年次計画に

つきましても、いわゆる新しい大学の場合の年次計画とは手続について違つたものを御了解を一応は願つております。それは、東京教育大学と筑波大学とが逐次年次を追つて推移していく、それはこれからの推移の過程、一応のめどはありまして、いわゆる新しい大学を四カ年予定を立ててつくるというものと違ひまして、東京教育大学の移転という実質的な意味も考えながら、その運営を両大学の間でスムーズにやっていたらいいという気持ちもあるものでございまして、先ほど申し上げましたように、新規の、新設の場合の年次計画とは違つたもので全体の輪郭を御理解いただき、そういう手順に沿つていただいておりますので、そうした趣旨に沿つていましてお尋ねのございました資料、用意できますものを御届け申し上げます。

○嶋崎委員 あまりそういう議論をされると、また質問せねばいかぬことになるのですよ。たとえば今度出たやつで言語学部門というのがありますね。あそこのスタッフが筑波で私たちが皆さんから聞いた議論に相当するような内容の部門になっていますか。一度、専門家ではないけれども、言語学専門家が集まつたから言語学のコースができるのじゃないのですよ。ですから、言われた理念と実際とは相当違ふのですよ。そういうことじゃ国民に対してこゝで議論したことと違つてくるから、だからそれについて、追及するための資料じゃなくて、やっぱりわれわれはこゝで議論した以上は、それを見守つていくために資料がほしいという意味ですから、資料のほうをしっかりと御努力して提出をお願いしたい、ということでございます。

○稲葉委員長 山原健二郎君。

○山原委員 国立大学設置法の問題について私は幾つかの質問があるのです。それから参与の問題につきましても幾つかありますけれども、先ほどから質問と答弁を聞いておりました、やはりこれは文部大臣もおられたほうがいいんじゃないかと

いう感じもいたしました。そういう点でごく簡単に二、三お聞きしておきます。

一つは法制局のほうですね。このような参与の性格、これは法制局はどういうふうにお考えになりますか。

○味村政府委員　午前中に拝見いたしました文部省の案でございますと、これは諸問的な役割を演ずる職であらうかと存じます。

○山原委員　そのところもまたちょっと文部省の見解と違うのですね。文部省の話では、先ほど木田局長が必ずしも管理機構ではないという御幸

言でございました。そうすると、場合によっては管理機構であるということもその裏面にはあると思うのですね。それと諮問機関というこのあたり、法制局のほうでも、やはりこうした場合の参与というものの性格は一体何なのか、これらの検討をしていただきまして、できれば文書で出していただきたいと思います。

それからもう一つは、今回のような参与の置き方ですね。たとえば文部省設置法によりますところの審議会が幾つありますけれども、それは法律によって審議会がつくられて、そして他の人選とか運営につきましては政令できめておるわけですね。今回の場合は法律になくて省令で出てきておりますから、学内機構というふうなかつこうになるわけですが、外局にこういう参与が置かれておる例が、どんなところがありますか。

○木田政府委員 文部省の外局とおっしゃる意味がちょっと理解しがたい点がござえますが、こゝに於ける参予に近いものとしては、文部省の学術顧問であるいはほかの省にも顧問という職が置かれてゐるかと思ひます。顧問、参予というのが一番近しいのではないかと存じます。さらに所轄のいろいろな機関には、先ほども国立学校の中の機関について申し上げましたけれども、評議員といった職が省令でいろいろと設けられておるものがございます。

○山原委員 法制局のほうへ伺いますが、こゝに於ける参予の置き方というのは他の省庁の場合にござ

ますか。

○味村政府委員 他の省庁にもございます。

○山原委員 その法的な根拠と、それから相当な
 くんさんありますか。たくさんなければ、またあと
 でどういう状態かどうかという性格のものか知らして
 いただきたいのですが、どうですか。

○味村政府委員 私、その点十分に調べてございませんで、たくさんあるかどうかということ、いまにわかにお答えいたしかねるのでございますが、あるということだけ、この段階ではお答え申し上げておきたいと思えます。

○山原委員 法律になくて省令できめた例が幾つかあるわけですね。

○味村政府委員 申しわけありませんが、そこまで調べてございません。

○山原委員 いまお聞きますと、文部省のほうにもないようですね。顧問とかあるいはいい言われた幾つか出しましたけれども、参与という形のものはないようなんです。これはいま嶋崎委員のほうから幾つか資料の要求がありました、これほゞ簡単なことですから出していただきたい。

法制局のほうよろしいですか。そういう法律になくて省令によつてきめた参与形態ですね。参与というものがあるのか、あるいは別の名前なのか、それはよくわかりませんが、あれば、その例とその性格をはつきりさせていた方がいいと思うのです。それは今後の資料として使わせていただきたいと思っています。同時に、その場合の根拠法規、これも示していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○味村政府委員　それでは後はど調べまして、生
生のもとに御報告申し上げたいと存じます。

○山原委員　筑波の場合の参与会、これは先ほど
から論議がありましたように、筑波大学に対する
審議の過程で文部省の絶えず強調されたこととし
うのは、筑波大学については当該大学の意思を重
けてやった、これが非常に強調された説明であ
たと思うのです。筑波の場合は、もちろんその相
になるといえますか、東京教育大学があつたわけ

ですから、その意思行為というものは、いろいろ問題はあっても、文部省の説明は、それを受けてやったら、こういうことになっていくのですね。今度の場合は、ないところのものですから、当該大学の意思というものは反映できない状態に陥るわけですね。そうしますと、先ほど嶋崎委員の質

問の最後のところで、全く新しくできる大学に参
与を置くことによつて、その大学の運営について
のお手伝いをするという意味の御発言があつたの
ですが、そういうことです、この参りは。
○木田政府委員　今回御提案申し上げております
大学につきまして、これから文部省で創設の仕事
を進めようとしておるわけでございますから、つ
くりたいというふうに考えるのでございます。も
ちろん既存のものにつきましても、そういう大学
側の意向があれば、それに対応してこたえるとい
ふことがあり得ないわけではございません。

○山原委員 これは正確にしておきたいのですが、創設ですから、創設準備にあたって参与をつくりたいということですね。

○木田政府委員　いま御審議をいただいておりま
すものにつきまして、これから文部省として創設
の過程でそういう形を考えておる、こういうこと
でございます。

○山原委員 いま掲げておる「○○大学」といふ
なっていますが、浜松医科大学、滋賀医科大学、
宮崎医科大学ということになります。ところが、
うなつてまいりますと、その大学はまだできてお
りませんし、もちろん管理機構も今日ないわけ
ですね。だから教授会もなければ何もない。評議会
もないわけですから、その創設にあつて参ら

参与の意見を取り入れたこの性格が生み出されてくるわけですね。しかも、それは文部省の省令、もっと端的に言えば、法律によらないで省令によって大学の性格が規定づけられるという事態も起り得るわけです。だから、私はいま、木田局長のいまの御答弁非常に重要だと思ったので、二回お聞きしたわけですが、そうなってきたまですと、まさに今後創設される大学の将来、大学の性格、それまで関与できる参与ということになつてまいりますと、これはまさに事に重大なわけです。だから、それすらも細目の中に値するものか。これは法制局、細目というお話がさつきから出ておりましたが、これだけの性格を持つておる参与、これが細目に値する機関といましようか職といましようか、非常勤の職とこう言っているわけですから、これが細目に値する職と法制局は受け取りますか。法制局の答弁を伺います。

○味村政府委員 国立学校設置法十三条によりま
すと、法律で国立学校の組織の大綱を定める、そ
の大綱を踏まえて、その大綱の範囲内において、
今度は国立学校設置の目的なりその機能を果たし
ますために、その大綱のもとにおける細目を文部
省令で定めることを委任しておるといふふうに考
えられます。このような参与が、先ほど申し上げ
ましたように諸問的な役割りを演ずるものでござ
いまして、意思決定機関というふうには解釈され
ないわけでございまして、国立大学の機能を円滑
に果たす、その機能を適切に行なうというために
必要なものであり、しかも法律の定める大綱の範
囲内でございますから、これは細目に該当すると
存じます。

○山原委員　新しくできる大学ですから、新しいことができる大学、その創設にあたって参与の性格を強くできる大学、あなたはもうすでに決定されたような間機関だと、あなたはもうすでに決定されたようなことを言われているのですね。大学学術局長は必ずしも管理機構ではない、こういう御発言であつたと思うのです。そこも違うのですけれど、ね。まさに、大学の創設にあつての大学の性格づけに対して意見を述べることでできる参与です。

ね。こういう参与というものを、いま他に例があるかとお聞きしますと、他に例があるとおっしゃったから、あとで出てくると思ひますけれども、その辺も法制局として、きょう答弁に出ておる限りではあまりお調べになってこられたような感じも受けないわけですが、そういう中で、この参与の性格づけというものをそういうふうに参加してよろしいのか。これはもう少し法制局のほうで検討していただきたいと思うのですよ。それから文部省の意見ともちょっと違うわけでしょう。ちよつとじゃなくて、だいぶ違うわけですね。そうでしょう。その辺はどう解釈したらよろしいのですか、私どももここで審議しておる者として。

○木田政府委員 この参与は、法制局の部長も御答弁申し上げましたように、性格としては諮問的なものであるというふうに私どもも思ひます。

先ほど嶋崎委員の際に、いろいろと、そうしたものを管理機関と考えるかというお尋ねがございました。それは講学上、大学の管理機関というもののにどの範囲まで含めて考えるかというの、これは考える方のお立場によっていろいろな分類が成り立ちますというふうに申し上げたのでございます。

現在の法律の中で大学管理機関という用語が使われておりますのは教育公務員特例法でございます。そして、教育公務員特例法で言う大学管理機関というのは、御案内のように学長、評議会、教授会というように明確に定まっておりますから、そういう管理機関には入らないというふうに考えられるのじやございませうかというふうに申し上げます。しかし、これはお立場によりましては、諮問的な機関も含めて組織運営の機関である、こういう講学上の議論をなさる方もあり得ることだというふうに思ひますから、私、先ほど、お立場によっていろいろありませう、私どもは必ずしもそう考えません、こう申し上げた次第でございます。

○山原委員 諮問機関であるという性格づけはどこで書いてありますか。

○木田政府委員 意見を求めるというふうに書いてあります。意見を聞くのでございませうから、大学側が意見を聞くのでございませうから、そういうのは一般的に諮問的な職だというふうに御理解を賜わるといふと思ひます。

○山原委員 それが必要しも管理機関ではないということですが、必ずしもということばがついておりますけれどもね。運営に関して管理機関的な性格を持たないという保証は、これはどこにあるのですか、そういう歯どめは。

○木田政府委員 大学の意思決定がこの機関によつて行なわれるわけではございせんから、そういう意味で管理機関は学長、評議会、教授会といったものが基本のものであり、一般に管理機関といわれる場合に、特に法律上、現在法令のことばとして用いております大学管理機関というものの実態から考えてみて、諮問的な機関は管理機関だ、こう言わないのが普通ではなからうかと考える次第でございます。

○山原委員 参与はその管理機関ができる前にできるのですか、あとでできるのですか、管理機関の意に基づいて行なわれるものなんですか。そうでなくて、さっきのお話では、どうも創設の準備の中でできる、こういうことですね。その際にはまだ管理機関はできていないわけですね。

○木田政府委員 省令の試案にございませうように、大学に参与若干人を置くわけにございませうが、その参与につきましては、当該大学が必要な事項を定めるわけにございませう。ですから、今回の医科大学につきましても、医科大学が充足し、学長その他の責任機関が定まらしたあとにこうした参与の委嘱が行なわれる、こういう手順になるだろうと考えます。

○山原委員 そうすると、創設準備には携わらないわけですね。

○木田政府委員 そのとおりでございます。

○山原委員 先ほど創設にあたって参与の意見も聞くというお話じゃなかったのですか。そうじやないのですか。

○木田政府委員 そのように御説明申し上げたつもりはございせん。

○山原委員 では、先ほどから言つておりました文部省の中にある顧問とかあるいは評議会とか、諮問機関と言つておつたお話が出たのですが、これはもう文部省としては諮問機関と、こういうふうにはつきり認識してよろしいですか。

○木田政府委員 文部省に置かれております學術顧問、これも諮問機関だと考えておりまするし、またいろいろの研究等に置かれておりまする評議員あるいは運営協議員、これらも諮問的な職である、こう考えております。

○山原委員 それで大体いまのお考えはわかりましたので、いま私が申しましたような法制局へ頼みました資料をあとで出していただきまして、それですまたその問題については論議をいたしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○稲葉委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

文教委員会議録第十四号中正誤	
ページ 段 行	誤 正
五二 末五	筋波方式 筑波方式
九一 末三	基準に、合わせて 基準に合せて

昭和四十九年四月九日印刷

昭和四十九年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W